

令和3年 第2回

南会津町議会全員協議会
会議録

南会津町議会

令和3年第2回南会津町議会全員協議会会議録目次

2月22日（月）

◎議事日程	1
◎出席議員	1
◎欠席議員	1
◎説明のための出席者	1
◎事務局職員出席者	2
◎開会の宣告	3
◎町長挨拶	3
◎議題	4
新型コロナウイルス感染症に対する町の取組状況について	4
町有観光施設等の指定管理者選定について	4 0
◎閉会の宣告	4 8

令和3年第2回南会津町議会全員協議会

議事日程

令和3年2月22日（月曜日）午前9時開会

- 1 開会
- 2 町長挨拶
- 3 議題
 - (1) 新型コロナウイルス感染症に対する町の取組状況について
 - (2) 町有観光施設等の指定管理者選定について
- 4 閉会

出席議員（16名）

1番	五十嵐 芳 道	議員	2番	馬 場 浩	議員
3番	川 島 進	議員	4番	湯 田 芳 博	議員
5番	室 井 英 雄	議員	6番	渡 部 訓 正	議員
7番	丸 山 陽 子	議員	8番	湯 田 良 一	議員
9番	大 桃 英 樹	議員	10番	湯 田 哲	議員
11番	高 野 精 一	議員	12番	山 内 政	議員
13番	菅 家 幸 弘	議員	14番	星 光 久	議員
15番	楠 正 次	議員	16番	室 井 嘉 吉	議員

欠席議員（なし）

説明のための出席者

大 宅 宗 吉	町 長	渡 部 正 義	副 町 長
星 英 雄	教 育 長	渡 部 浩 治	総 務 課 長
小 寺 俊 和	総 合 政 策 課 長	渡 部 秀 介	住 民 生 活 課 長
阿久津 勝 英	健 康 福 祉 課 長	室 井 利 和	農 林 課 長
星 博 文	商 工 観 光 課 長	月 田 啓	建 設 課 長

渡部 浩明	学校教育課長	阿久津 正人	舘岩総合支所長
羽染 正巳	伊南総合支所長	酒井 浩哉	南郷総合支所長
目黒 智夫	総務課長補佐	小勝 秀勝	商工観光 課長補佐
湯田 賢史	健康福祉課 課長補佐	丸山 英司	健康福祉課 健康増進係長
大竹 政範	商工観光課 商工振興係長	長谷川 祐樹	総務課 財政係長
芳賀 隆徳	健康福祉課 社会福祉係長		

事務局職員出席者

鈴木 雄蔵	事務局 長	星 貴夫	事務局 長補佐
-------	-------	------	---------

開会 午前9時00分

◎開会の宣告

○室井嘉吉議長 おはようございます。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切るかマナーモードへの設定をお願いします。

ただいまから令和3年第2回南会津町議会全員協議会を開会いたします。

本日の全員協議会は、町長からの申出により開催するものであります。

次第はお手元に配付のとおりでございます。



◎町長挨拶

○室井嘉吉議長 ここで、開催に当たり、町長から挨拶をいただきます。

町長。

○大宅宗吉町長 おはようございます。

本日は、議会全員協議会の開催をお願い申し上げましたところ、議員各位には、何かとご多忙の折にもかかわらずお時間をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、新型コロナウイルス感染症に対する町の取組状況と、町有観光施設等の指定管理選定について、ご説明を申し上げたいと存じます。

初めに、1点目の新型コロナウイルス感染症についてであります。町内の介護施設におけるクラスターの発生など町内において感染拡大となり、福島医大の感染制御支援チームや災害派遣医療チームの支援をいただきまして、感染拡大防止に当たってまいりました。関係者の皆様に感謝申し上げますとともに、感染された方々の一日も早いご回復を願っております。また、感染によって亡くなられた方々に対しまして、哀悼の意を表しますとともに、ご家族の皆様にお悔やみを申し上げます。

本日は、これまでの町内における発生状況を報告するとともに、新型コロナウイルスワクチン接種事業や介護施設等クラスター対策事業、新型コロナウイルス感染症弔慰金など専決補正により対応した事業の説明、さらには高齢者世帯等生活応援給付金事業や新型コロナウイルス感染症により大きく影響を受けた事業者を支援するための影響緩和対策給付金事業など、追加対策として実施する事業のための補正予算の内容についてご説明を申し上げます。

次に、2点目の町有観光施設等の指定管理者選定についてであります。この件につきましては、町有観光施設等の令和3年度からの指定管理者の選定について、観光施設等15施設のうち10施設については、さきの12月議会において指定管理者の議決をいただきましたが、残り5施設について指定管理者の再募集を行ってきました。結果として、指定管理者の議案として提案できるところまでは至っておりませんが、この間の状況についてご説明を申し上げます。

また、去る2月19日午後4時をもって、2メートルを界地区の側溝上で超えましたものから、2月の19日午後4時、豪雪対策本部を立ち上げました。雪に対しましても、しっかり対応してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

以上、2項目の具体的な内容につきましては、それぞれ担当課長等より説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

議員の皆様におかれましては、今後とも町政運営に関し、より一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。



◎議題

○室井嘉吉議長 それでは、議題に入ります。

あらかじめ申し上げますが、本全員協議会は、南会津町議会会議規則第126条の規定に基づき開催するもので、議題について実質審議をする場ではなく、理解を深めるため、協議または意見を調整する場であります。なお、運営は、南会津町議会全員協議会等の運営に関する規定に基づき進めます。

また、議会基本条例第10条の規定によって、質疑応答は一問一答方式で行うものとし、会議規則第55条ただし書の規定によって、質疑の回数が3回を超えることを許し、同規則第56条第1項の規定によって、その発言時間は答弁を含めおおむね30分に制限しますので、簡潔明瞭に質疑されるようよろしくお願いをいたします。

それでは、(1)新型コロナウイルス感染症に対する町の取組状況についてを議題といたします。

説明をお願いします。

健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 おはようございます。健康福祉課長の阿久津勝英です。

私のほうから、まず新型コロナウイルス感染症の町内発生状況及び対応について、ご説明を申し上げます。

資料の1をご覧ください。

町内の陽性者数とクラスターの状況についてが表になってございます。合計の欄に130人というふうに記載があります。これは、昨年から本日までの町内での陽性者数になっております。発生月別に書かせていただいております。令和2年中が4人、令和3年1月が合計で112人、2月に入りまして14人ということになっております。特に1月でございますが、聖光デイサービスセンターのクラスターの関係で20人の方、そして田島ホームで61人の方が陽性と確認されております。

続きまして、下のクラスターの状況でございます。

こちらの人数につきましては、町外の利用者、そして町外にお住まいの職員の方も含めた人数になっております。

まず、聖光デイサービスセンターでございますが、クラスターの人数が23人ということになります。内訳については、デイ利用者が14人、職員の方が6人、町外の利用者が3人でございます。

隣の田島ホームでございますが、クラスターの合計人数が71人というふうになっております。ショート利用者、長期入所者50人、そして職員の方が14人、町外の職員の方が7人ということになります。

続きまして、中のほうのご説明をさせていただきます。

2番としまして、各施設のこれまでの経過と現在の状況ということでまとめさせていただきます。

まず、聖光デイサービスセンターでございますが、今ほど言いましたように23人のクラスターが発生しております。デイサービスセンターの登録者数が55人でありましたが、その当時ご利用されていた方ということで、そのうち46人の方が検査の対象になりました。1月22日を最後に利用者、職員、それぞれ陽性者確認されておられません。また、そのご家族の方への2次感染も1月の29日を最後に確認されておられません。2月の10日、2月12日の2日間、社長以下15人の職員の方々が感染制御チームに所属していました感染症の認定看護師の現地研修を受けまして、改善策について指導を受けました。

施設の再開については、この研修会の助言内容、それがマニュアルに反映されているか、具体的な改善がどのように行われるか、そういったところを県のほうで確認して、その後という

こととなります。予定では、3月1日の予定で動いているというふうに聞いております。なお、利用者からの強い要望もございまして、入浴サービスのみ2月の18日から再開して、1日5人程度、少人数で午前中の営業ということで行っているというふうに聞いております。利用登録者の方については、電話等で健康確認を行っておりまして、特に独り暮らしの高齢者に対して丁寧に対応しているというふうに聞いております。

続きまして、田島ホームでございますけれども、71人のクラスターが発生しまして、現在ホームに入所していらっしゃる長期入所者の方は18人いらっしゃいます。陽性の方が1人、陰性の方が11人、そして退院されてお戻りになられた方が6人いるというふうに聞いております。

施設の利用休止によって自宅で過ごされているショートの利用者、デイサービス利用者につきましては、電話等で健康観察を行っているというふうに聞いております。退院されたショートステイ利用者の中には、既に自宅に戻られている方も10名ほどいらっしゃるというふうに聞いております。体調に不安のある方、そしてそういった方については病院等や優雅やレジデンスふじの郷などのショートステイを一時的に利用されているというふうにも聞いております。感染症からは回復されたんですが、健康状態が安定しないという方もいらっしゃるというふうにも聞いております。

あと、コロナの専用病床を空けるということを確認するために、近くの病院に転院された方もいらっしゃるというふうにも聞いております。職員についてですけれども、1月中に陽性が確認された18人については、2月の12日までに全員退院されているというふうにも聞いております。

続きまして、県立南会津病院の状況でございます。

1月の23日に田島ホームの嘱託医を担当されている先生が陽性確認されました。それを受けまして、1月25日から当面の間、外来診療と新規の入院を休止するという発表がございました。1月の24日から27日までの間に関係する入院患者、そして職員全ての検査を行いまして、209人全員の陰性がこの時点で確認されております。2月2日には陽性となった医師と直接接触のあった29人の職員の方々のPCR検査を再度行いまして、全員の陰性が確認されております。これを受けまして、2月の8日から外来診療を再開したということになります。

また、陽性となりました医師の方についても、2月の中旬から復帰されておまして、本来業務のほかにこの田島ホームの退院調整のお仕事にも就いていただいているというふうに聞いております。

続きまして、3、その他の事項ということでまとめております。

田島ホームの長期入所者の受入れということで、2月の15日以降、県内各地の医療機関に入院されている長期入所者を2月末までにホームに戻れるように退院調整を進めてまいりましたが、2月の15、16と職員の方お2人が陽性と確認されましたので、その時点でその中断ということになりました。受入れ再開については、3月1日以降と予定しているようです。

南会津保健所内で行われている退院調整でございますけれども、健康福祉課の保健師も協力して行っております。体調が安定していない方については、南会津病院や会津管内の病院に一旦転院されて、安定してからホームに戻るように調整が進められております。2月15日以降に退院が決まった方につきましては、その時点でまだ田島ホームでの受入れが始まっておりませんでしたので、町内の優雅、そして下郷町にあるレジデンスふじの郷のショートステイで受入れをしていただいております。田島ホームの受入れが再開します3月1日以降に戻れるようになると思います。2月の19日現在、既に田島ホームに戻られた長期入所者の方が先ほども言いましたように6人いらっしゃいます。

続きまして、聖光デイサービスセンターの利用者、そして田島ホームのショートの利用者の退院調整でございますけれども、もともとこういったこの方々は自宅でお過ごしされている方々ですので、退院となれば自宅に戻って行くようになるわけなんです、家族の都合とか体調面で不安がある方については、一時受入れに協力している病院や高齢者施設で一旦様子を見てから自宅に戻るように調整が進められております。

2月19日現在、南会津病院、会津管内の各病院、優雅、レジデンスふじの郷、それぞれ1、2名の方が受け入れをいただいております。これまで退院されたデイサービス利用者、ショート利用者のうち合計10人の方が既にご自宅のほうに戻られております。

続きまして、DMAT・感染制御チームについてのご説明です。

これらのチームの方々については、1月の22日から任務についていただいております。そして、2月の12日までの間で一旦の任務を終了しております。入替え等がありましたけれども、8名から10名程度、毎日対応していただいたというふうに聞いております。

DMATについては、陽性者の入院調整、そしてホームへの戻りの調整を中心に対応していただきました。そして、はじめはホーム内に医師の方1人が常駐していただきまして、その他の医師の方については、体調が悪い方がいらっしゃれば一緒に救急車に乗って入院先の病院まで付き添っていただいたりしてございました。

感染制御チームにつきましては、感染防止対策の調査、そして施設内のゾーニング、職員へ

の感染予防対策の指導などに当たっていただきました。2月15、16に2人の職員の陽性が確認されたことから、感染症専門の医師が再び田島ホームに来ていただきまして、再度指導を行っていただきました。

続きまして、応援職員・老施協派遣職員と書きましたけれども、1月の23日から同じ法人内であります下郷ホーム、南郷ホーム、伊南ホーム、只見ホームの4ホームから応援の職員が田島ホームのほうにサポートに来ていました。1月29日以降は各ホームから2人ずつということで、計8名の応援職員が配置されておりました。それ以外に看護師の応援ということで、デイサービス七峰、そして下郷ホームから1人ずつの応援がありました。

応援職員を派遣した4つのホームの少なくなった職員分を補うために、県の老人福祉施設協議会の調整がありまして、町外の別法人の介護職員が4つのホームに派遣されております。1月の26日にまず4人が派遣されまして、2月1日以降は8人に増員されております。昭和村、三島町、会津美里町、県の事業団、そういったところの介護職員と書かせていただきましたが、先日田島ホームのほうからもう少し詳しい情報をいただきましたところ、21の法人から延べ40の方がこの支援に回っていただいて、お1人当たり3日から1週間で延べ40の方が対応していただいております。本当に感謝申し上げたいと思います。

4ホームの応援職員の派遣期間というのは、一応2月の14日まででございまして、その後2週間については自宅待機をして、そして少し休んでいただいてから各ホームのほうに戻るようになります。町外からの法人の皆様につきましては、最長で2月の28日までの予定で派遣をしていただくことになっております。町外から来られた職員の方については、湯野上温泉、さゆり荘、湯里里などに宿泊しているというふうにも聞いております。

最後になりますが、町が行った田島ホームへの支援ということになりますけれども、まず、田島ホームとの連絡調整を行う職員を配置いたしまして、ホーム内の状況把握に努めるとともに必要とされる支援の調整に当たりました。

クラスター発生当時、当初、田島ホームで勤務を続ける職員は自分の家族への感染を心配されまして、そこで自宅に戻らずに安心して休めるように町としましては会津山村道場の宿泊棟を借り上げまして、宿泊施設として提供させていただきました。これによりまして、職員の家族への感染も最小限に抑えることができたものとは思っております。

当初、会津山村道場の借り上げは2月の19日までの予定でございましたけれども、職員2名が2月になってから陽性になったことを受けまして、今週末2月の26日まで延長することになりました。

感染への不安を抱えながら勤務を続けていらっしゃる職員の皆様のために、健康福祉課内にこころの相談窓口を設置いたしました。専用メールアドレスを用意しまして気軽に相談できる相談体制を整えました。実際のところ相談があったのは2件ほどあったようです。さらに施設の施設長のほうからちょっと心配な職員がいるので、ちょっと対応していただけないかということで、そういったご相談もございました。

以上、読み上げになってしまいましたけれども、町内発生状況、そして町の対応についてご説明を申し上げます。

それでは、続きまして資料2をご覧ください。

新型コロナワクチン接種準備状況についてご説明を申し上げます。

接種体制の基本的な考え方というのが国から示されております。国の指示のもと、都道府県の協力により市町村において予防接種を実施するということです。言い換えますと、町が実施主体になって国・県の協力で進めるということになります。ここで大事なことは、町が接種の実施主体になるということになります。

続きまして、接種体制の構築のスケジュールということで図が入っております。左側のところに接種する順番の簡単な形での表記がされております。まず今、行われている医療従事者向けの先行接種、これが今、ちょうど2月の17日から始まりました。その後に医療従事者向けの優先接種、こちらについては各都道府県、市町村も含めてそういった方々の優先接種がその後に行われる予定で、基本的には3月に入った後に行われるというふうに聞いております。ここに370万人と書いてありますが、先日の報道によりますと、これが470万人に膨れ上がる可能性があるというふうな報道もございました。

続いて、赤丸で囲ってあります高齢者向けの優先接種3,600万人ほどということで、ここから町が対応するところになります。医療従事者向けについては県が対応することになっておりますので、高齢者向け以下については町が対応するものになります。それで現在、その準備が進められております。詳しくは後ほどご説明いたしますが、3月に入りますと冷凍庫75度以下に冷やすことのできる冷凍庫が届くことになっております。まだ全く日程については、届いておりません。

一応、4月からは国では高齢者向けの接種を進めたいというふうに当初言っておられましたけれども、昨日の河野担当大臣のお話の中にもありましたけれども、4月中にはちょっと数が、当初予定していた数が入ってこない可能性があるということで、少し遅れるようなお話がありました。実際にメーカー側の製造が回ってくるのが5月以降になるということで、4月中の高

高齢者向けというのも限定的なところから始めるというような、例えば100歳以上から始めるとか、そういったお話もありましたので今、65歳以上を高齢者というふうに考えておりますが、ある程度年齢を切って何歳以上という形で行えるような形にもなるかもしれません。

その後については、その他の方ということで、基礎疾患のある方を優先するというようなことで考えております。昨日の河野大臣のお話にもありましたように、基礎疾患があるかないかの確認については自己申告で行うということで、特別な証明書の提示は必要ないというようなことで、できるだけ簡便な形で進めるようになるようです。このワクチンについては、ファイザーのワクチンは16歳以上が対象になっておりますので、16歳未満の方については別なメーカーのワクチンになる予定であります。

続いて、下に町の主な役割ということで国から示されている言葉で書かせていただいております。医療機関等との委託契約、接種費用の支払い、そして医療機関以外の接種会場、いわゆる集団接種の場所の確保、そこに従事する医師の確保、物の確保、そういったこととなります。

町民の方への通知、情報提供、そういったところがございます。接種券、そして予診票、これについてはその受診できる期間がまだ示されておられませんので、もう少し時間を置いてから行いたいと思っておりますが、当初国から示された日程では3月中旬頃に通知を出すようにという指示がありました。そのスケジュールでいくか、もしくはもう少し遅らせるかについては今後、協議していきたいと思っております。

続いて、高齢者施設の入所者等への接種体制の確保ということで、やはり今回の大きなクラスターに発展してしまいましたが、高齢者施設の特に入所者、通所じゃなくて入所の方々に対しての接種をどのようにするのかということも今後、検討してまいりたいと思っております。

特に、そういった施設につきましては、嘱託医の方がそれぞれいらっしゃいますので、そういった先生方をお願いをして行うようになるものと思っております。そして、健康被害がもし万が一出た場合の受付も町がしてほしいというふうに言われておりますので、こちらについても対応したいと思っております。

では、続きまして、次のページをご覧ください。

コロナワクチンの特性について今、国が契約をしております3つのメーカーのものが書かれております。これ、国の資料からの抜粋になります。ファイザーのものが一番最初に届くということで今、進められております。こちらのワクチンにつきましては、ご承知のとおりマイナス75度で低温管理しなければいけないという大きな問題がございます。ただし今、メーカー側もアメリカのFDAのほうに承認申請をしておりますけれども、マイナス20度でも可能かとい

うところの判断を仰いでいるところです。これについては日本でも同じようなことになるかと思えますけれども、いずれにしてもマイナス20度という低温で管理しなければいけないというのはそれほど変わらないというふうになります。

1 バイアル当たりの単位ということで、1つの瓶、小瓶の中にそこからこう注射器で抜くわけですけれども、今まで6回分が1つのバイアルに入るものと思われておりましたけれども、それが5回分になってしまう可能性があるという、そういったところが今、問題として上がっております。これは注射器の形状によるものでございまして、今のところ一般的な注射器ですと5回分というふうになっております。それ以外については、ご覧いただいたとおりです。

続きまして、冷蔵庫の、低温の冷蔵庫の割当てについてご説明いたします。

国から今のところ、町が配分の予定をされているところが、まずマイナス75度のディープフリーザー2台ということで、3月と5月に納品の予定になっております。あわせまして、マイナス20度のディープフリーザーについては1台、こちら納品期日がまだ未定になっております。

これとは別に県が実施します医療機関向けの接種に合わせるために、県内の27か所に同じようなマイナス75度のディープフリーザーの設置が始まっておりまして、郡内では県立南会津病院に配置される予定でございます。

医療機関向けのお話も少しさせていただきますと今、医師会のほうで調整といいますか、集約をしているんですけれども、医療機関関係者、郡内には500人ほどいらっしゃるというふうに聞いております。南会津病院の看護師さんが一番多いのかもしれませんが、それ以外にも救急搬送を担当しております救急隊員が90名ほどいらっしゃる。そしてそれ以外の医療機関、そして薬局の従業員の方、そういった方々も含めると大体500人ほどいらっしゃるというふうに聞いております。ただこれ、住所が南会津町にあるということではなくて、郡内の医療機関関係にお勤めの方が500人ということになります。

続きまして、ワクチンの分配、流通についてはご覧いただいたとおりでございます。

続きまして、接種の順番についてご説明を申し上げます。

ご承知のように医療従事者の方が一番最初ということになります。①の医療従事者については、先ほども言いましたように県のほうが対応してやっていただくことになっております。医師、その他の職員、看護師さんを含めたもの、委託業者、これについては例えば医療事務を担当する職員の方、そういったところも該当するのかなというふうに考えております。薬剤師、その他の方、救急隊員、そして県の保健所の職員と、そういったところが医療従事者に当たるということになります。

そして、2番以下については町が対応するところになりまして、まず高齢者でありますけれども、65歳に達する方ということで令和3年度内に65歳になるという方ですので、昭和32年の4月1日以前に生まれた方というふうなことになっております。先ほども言いましたが、ワクチンの供給量についてはこの65歳以上と一緒に受けるのではなくて、例えば75歳以上を先にするとか、そういった可能性も出てくるということでございます。

3番の高齢者以外の基礎疾患をお持ちの方ということで、例として幾つか挙げさせてあります。こちらについては、先ほどの説明しましたが自己申告で行っていただくということになります。特にそういった証明書の提示は必要ないということになります。

④番としまして、高齢者施設等の従事者というところで、特に入所施設である高齢者施設、そういったところにお勤めの職員の方を優先するということになっております。ただし、この一番下のところに波線で書いてありますけれども、米印で書いてありますが、施設内のクラスター対策により一層の推進のためには高齢者施設の入所者と同じタイミングで従事する方も打つということもやってもいいというふうになっておりますので、これについてはこういった形でやっていったほうが効率的かもしれませんので、これについても前向きに検討していきたいというふうに考えております。

5番、6番についてはそれ以外の方でありますけれども、まず60歳から64歳の方もその次の順番として打つことができるようにしたいというふうに考えております。

続きまして、次のページでございます。

ワクチンの接種までの流れということで、町民の方々から見たい目線で見ましてこういった形になります。まず、クーポン、接種券を受け取るということから始まります。町としましては、3月中旬以降、これについては接種時期を見ながら郵送のほうもしていきたいと思いますが、中旬以降に郵送することになります。そして、こちらは混乱を招くために、そして密にならないために予約という形で実施しようというふうに考えております。それぞれの方々がお電話をいただいて、もしくは窓口に来ていただいて予約をしていただくということにしたいと考えております。

3番、接種当日でございますが、接種会場に行ってくださいまして、そこで問診票、予診票ですけれども、そちらを提出していただいて医師の方による予診を受けて、それからしっかりした説明を受けた中で接種を受けるということになります。接種後については15分から30分程度、経過観察の時間が必要になってくるということになります。こういった流れでワクチンの接種が行われます。

郡の医師会との協議内容ということでご説明を申し上げます。

今現在、郡の医師会の方々としましては、医師の方全員からワクチン接種に係る集合契約の委任状をもらっておりまして、全員がこの事業に対して協力していただけることになっております。各医療機関での個別接種と町が設置する会場での集団接種、そちらを併用して行うという方向性で考えております。ただ、今現在の段階ではまだ個別接種と集団接種どのぐらいの割合でいつやるのか、そこまではまだ検討が進んでおりませんので今後、先にそちらを医師会の皆さんとご相談しながら進めていきたいというふうに考えております。

この個別接種、集団接種どちらにしても事前の電話予約が必要にしております。特に、特にといいますか、各医院での個別接種に当たっては当初私ども各医院で受付をしていただいて、それぞれやっただくことも想定していたわけなんですけど、なかなかこう、それぞれの医院ではちょっと負担が大きくて混乱が生じるおそれがありますので、できればここについては町でお願いしたいというような要望がございましたので、そういった方向で考えております。

電話予約への対応とシステムのそういった予約システムへの情報入力、そういった職員が必要になってきます。現在の健康福祉課内の職員だけではなかなか対応が難しいと考えておりまして、これについては臨時的に職員を雇用するか、または業務委託をするような形で対応をしていきたいというふうに考えております。

あと、ディープフリーザーが設置されるわけなんですけど、先ほども言いましたように数が限られておりますので、例えば役場に置くか、御蔵入交流館に置くか、そういったところになると思いますが、そこから各医院へのワクチンの輸送についても町で対応してほしいというような依頼を受けましたので、そういった方向でも考えていきたいというふうに思っております。

あと、県立の南会津病院の先生方のご協力というのも今後受けることになると思いますけれども、やはり限られた人数で運営されている病院ですので、できるだけ負担にはならないようにしたいと思うんですけれども、ご協力をいただきたいというふうには考えております。ちょうど本日、医師会の先生方と病院関係者と、あと県の南会津保健所のほうでの話し合いが今日持たれるということで、そこでの話し合いを受けまして私のほうでもそれぞれ対応できることは対応していきたいと考えております。先ほど言いました、あとは郡内500人の優先接種が行われるということになります。

続きまして、ちょっと横のページになりますけれども、専決補正で本当、時間がない中で対応させていただきました金額が大変大きな4,796万5,000円ということで示してありますが、こちらについては国からの指示された金額といいますか、国でこのぐらいの割当てがあったと

ということで、その金額をそのままのせさせて、計上させていただきました。先が全く見えない中で今、始まっているものですから最大級の予算の確保取りをさせていただいて、令和2年度予算にまず計上しまして、大半が令和3年度中への執行になりますので、この金額の大半が繰り越して令和3年度に持ち越して支出されるものになります。中身についてはご覧いただいているとおりでございます。

以上、私のほうからは町内の発生状況とワクチン接種の準備状況についてご説明を申し上げました。

○室井嘉吉議長 それでは、引き続き説明を受けます。

総務課長。

○渡部浩治総務課長 おはようございます。総務課長の渡部浩治です。

私より新型コロナウイルス感染症対応をはじめとする補正予算につきまして、計上しています内容につきまして、お手元の資料3によりましてその概要についてご説明をさせていただきます。

まず、初めに令和2年度一般会計補正予算（第8号）の専決補正予算についてご説明申し上げます。

この専決の主な内容であります。介護施設等クラスター対策事業、新型コロナウイルス感染症弔慰金、新型コロナウイルスワクチン接種事業など対応に急を要することから専決処分とさせていただきます。

歳出でご説明を申し上げます。

3、民生費であります。介護施設等クラスター対策としまして先ほどもありましたが、施設に、介護施設に配布するマスク、防護服の消耗品のほか職員が自宅に帰えられない、不安だということがありましたので、宿泊施設の借り上げ、実施しました。それらを計上しているものでございます。

続きまして、新型コロナウイルス感染症弔慰金であります。感染症によりお亡くなりになられた方の場合、葬儀等にかかる経費が通常の場合と比較しまして多額の経費がかかるということから、喪主に対しまして町から30万円の見舞金を出すということとしたものでございます。

また、自粛に伴いまして高齢者等の買物支援が必要であるということも想定されまして、南郷地域において新たな買物代行業を実施することとなりました。それらの経費を計上しているものでございます。

4、衛生費であります。新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業ということで、今

ほど説明しましたが、システム改修費あるいは会場借り上げ等の準備経費としまして、4,796万5,000円を計上するものでございます。これにつきましては、全額国より、国の負担ということになります。

6、農林水産業費であります。新型コロナウイルス感染症の対策としまして実施していません農業保険加入促進事業、稲作農家緊急支援事業、そば農家緊急支援事業につきましては、事業の実績見込みによりまして補正を行ったところでございます。そのほか今回、鳥獣被害等緊急捕獲対策等事業報奨金が不足するということが見込まれましたので、167万4,000円を追加いたしました。

7、商工費であります。これにつきましても実施しております小規模事業者等活性化事業補助金につきまして、これまでの実績から予算が不足するということですので、200万円を追加したということでございます。

8、土木費については除雪委託料の追加でございます。

10、教育費につきましては、町立の小学校、中学校における新型コロナウイルス感染症対策に係る消耗品、備品等の購入経費の追加でございます。

次に、資料の裏面に入ります。この裏面につきましては、令和2年度一般会計補正予算第9号としまして、臨時議会に提案いたします内容になります。今回のこの補正の内容でございますが、4項目でございます。

1点目は、民生費に計上しております高齢者世帯等生活応援給付金事業であります。コロナ禍が長引く中で高齢者のみの世帯、障害者世帯、ひとり親世帯に対しまして、1世帯1万円を給付する新たな事業を実施するための予算を計上したものでございます。

2点目は、同じく民生費であります。エールの交換プロジェクト事業で介護施設等や医療機関等で働く職員の方に感謝の気持ちと一緒に送るエール券の交換事業であります。今回、対象範囲を広げまして再度実施するための事業費を追加するものであります。

3点目は、7、商工費でございます。新型コロナウイルス感染症影響緩和対策事業といたしまして、緊急事態宣言や県の時短要請等の影響を受けている事業者等へ新たに支援金を給付するものでございます。

4点目は、豪雪対策本部設置に伴いまして、高齢者世帯等除雪支援事業委託料について委託料を追加したほか、8の土木費についても除雪経費を追加したものでございます。

以上、専決補正予算並びに2月臨時会に提案いたします補正予算についての概要についてご説明をさせていただきました。なお、新型コロナウイルス感染症事業で新規に実施する事業、

これまでの事業に加えて対象者を追加して実施する事業等、具体的な内容につきましては、それぞれ資料4から8に添付のとおりの内容となっております。

以上、説明させていただきましたので、よろしく願いいたします。

○室井嘉吉議長 それでは、これから各項目に区切ってやっていきたいというふうに思いますので、ご協力のほどをお願い申し上げます。

まず、発生状況についての質問、ご意見ございましたら、発言を受けてまいります。

4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 これまで執行部の皆さんについては、予想外の事態の收拾に当たっていただきまして、心から敬意を表したいと思っております。その上で幾つかご質問させていただきますが、国が定めたこの感染症法、この感染症法を恐らく拝読されていると思っておりますが、これを読んでどのように感じられたか、ちょっと感想といいますか認識をお聞かせいただきたい。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 感染症法ですが、私も読ませていただいております。その中で、それぞれ国の役割、県の役割、町の役割、そういったところが示されている部分があります。その中で、特に町の役割というところがございますが、なかなか直接的な動きをするようには記載がされてございません。町の役割、市町村の役割としましては、県が実施する検査、そして対策事業に対して協力をするというような関わりで、この感染症に対しての事業を行っていくというふうに記載がされておりますので、私どもも県の動きに対して協力するような形で動いてまいりました。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 おっしゃるとおりですね。私もこれだけの感染症法、法律があつて、これをずっと目を通させていただきましたけれども今、お答えになつたようなことで国、そして県があくまでも主体となつてこの感染症法に対処すると、こういうような内容、いわゆる基礎自治体と言われる市町村が関係をするというのはあまりない。直接的なものはないというのが実態です。

そういう中で、これまで皆さんのところでいわゆる誹謗中傷やそういうその意見がどのくらいあつたか把握していますか。ちょっとお聞きします。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 お答えいたします。

私どものところには直接的な被害についての問い合わせというのは、数としては大変少なく

あります。つい先日であります、お一人の方からメールでお問い合わせと申しますか、そういった事実があるということをお伝えいただきました。それによりますと、町がもしかするとこの誹謗中傷と申しますか、誰が感染者なのかをほかに漏らしているのではないかとというような指摘があったことも事実でございます。もちろんそういったことはございませんが、そういったような陽性者のご家族の方が思われてしまうという事実もあるというふうに認識はしております、それ以外にも実際に被害と申しますか、受けて外に出られないというようなお話も口づてで私の耳には入っております。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 実は、1月の28日に議会議員だけの全員協議会を開催されたんですが、その後私と2番、馬場浩議員が保健所のほうに問い合わせをして、いろいろと事情をお聞きしました。しかし、直接的に面会はできませんでした。大変忙しいので、電話で対応でお許しをいただきたいと、こういうことで、その後振興局のほうに局長さんに会っていろいろと確認をしてみいました。

しかし、具体的には保健所が窓口ですからと、こういうような話で詳しい内容については、県の対応についてはお聞きすることができなかつたんですが、いわゆる今回の感染症法でいえば、この新型コロナウイルス感染症というのは指定感染症であり、しかも2類相当なんです。2類相当で、じゃどこの文面を見ればどういふふうな情報を提供して、どういふふうに町が対応すればいいのかということに記載してありますかと言うと、どこも答えていない。

そういう中で、実はある方から、町民から、私が、あるいは私と馬場議員が県のほうに出向いていろいろとお聞きをした。それは筋が違ふでしょう。町のほうからでしょう。町のほうに行くべきでしょうというような問いかけがありました。つまり、これだけ知られていないんですよ。

もう一つはマスコミの情報の出し方、これも県は認めているんでしょうけど、町は具体的に何も対策、何もとは言わないんですけど、ほとんど手出せない状況なのに南会津町で発生と、こうなるわけですよ。なぜ、それは南会津で発生したことは間違いないですよ。これは事実なんです。だけど、読むほうにしたら南会津町で何やってんだいと、こうなるんです。これが住民感情なんです。ここを実は私たち議員が、そうじゃないでしょうと。感染症法では国や県が対応することになっているので、町はその協力体制の中で一生懸命やっているんですよと、こういうことを私たちから町民に説明していくということが今回私は、大きな仕事だったのではないかなと、こんなふうに思います。

その上で、議会の支援本部から執行部のほうにこういう要請、要望をしましたというのが上がってきましたけれども、その内容は私、わかりません。しかし、全てがすること、支援をすること、いわゆる町側に要請を一方的にしていることしか私のところには報告として届いていない。こういうことを考えますと、しっかりとその感染症法の中で位置づけられた町の役割、使命、これらを認識しながら私は1月28日の全員協議会でも申し上げたように、町議一丸となってということはそういうことではなかったのかなと、こういうふうに思っております。

それで、もう一つだけ意見を申し上げますが、誹謗中傷の件です。私のところにもほとんど届いていません。いわゆる誰が患者になって、陽性になって、あるいはどれがその家族が濃密接触者は誰が、そういうことは一切届いておりませんでした。そのことも県のほうの関係者に申しあげました。つまり、県は本当の意味で、県を悪く言うわけじゃないですよ、本当の意味で地域の、町の、あるいは村の事情を知らない。ですから、せめて情報は町にだけはしっかりと出していただいて、町があとは町長の責任で出すか出さないかどうするか、これを町にしっかりと信頼して上げるべきじゃないかと、こういうふうな話をさせていただきました。ですから、私のところに入った感染者の家族の情報いただきましたところには、私の家内とか、あるいは隣近所とかあるいは親戚とか含めて、料理をつくって女性の方が入院されたので、そこに届けました。

私は何が言いたいのか。確かに誹謗中傷も怖いですが。しかし今、私たちの南会津、プラス南会津町は誹謗中傷する人もいるかもしれません。でも、助けてあげようという人もかなりいるということをお話の上で、今後対処すべきじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

いろいろこれまでの経過等踏まえて、それぞれの責任といたしますか、役割といたしますか、そのようなことを今、4番議員からお話ありましたけれども、私も全くその通りだと思います。

正直、私どももものすごく最初、これが発生したときに情報が全く入らない中で一方的に保健所のほうが発表されると、これって一体、町の、町民の人がこれだけのことになっているのに我々に情報がないというのはどういうことなんだろうと、本当にその辺はもう、担当の課もそうですけれども、もちろんそのご本人も大変な状況にあるんですけれども、町として何の手も差し伸べようがないような状況が続きました。これでいいのかと。ただ、一方的には我々よりも早く情報を知っている方がいらっしやいまして、町は何やっているんだと。確かにその通りです。手を出しようにもわからない。ですから、最初は本当に担当者の皆さんもどうやった

らいいのか、どうしたらいいのかわからない状況が、暗中模索の状況が続きました。

いろいろそういうことがだんだんこう明確になってきて、この感染症の怖さというか病気の怖さですけれども、やはり人々の心を寸断する。その人を分離してしまうような、ある意味その何ていいますか、地域の崩壊を招くようなやはり体制というものをどうやって守っていくかということ。これが一番今回の、その感染症のその対応の中で病気は医療機関に任せるにしても、やはり地域をどうやって守るか。皆さんの助けをどうやってお願いして、お互い思いやりを持って対応できるかということが一番感じました。

県のほうにもいろいろその要望もしました。文書ではできませんでしたから、直接電話でしました。毎回のようにもやりましたけれども、やはり1つは医療機関からあったのは、誰が感染して誰がどのような状況になって、どこに入院して、あるいはどこに隔離、隔離といいますが、どこでその療養生活を送られているのか全くわからないと。ですから、我々として直接その医療、その患者さんのところに行くかもしれない。でもその情報すらわからない。町で何とか教えてもらえないかと、そういう話もありました。しかし、町も持っていません。ですから、そのようなところはずっと1月いっぱい続いたわけです。ですから、そういうことをいろいろな、逆に言うといかにも法律で個人情報とかそういうことがあまりにもすばっと決まっていますというか、それによってそれが逆に壁になってしまっている。

ですから、今回このようなことを経験しまして、ましてや我々のような高齢者の人口減少が激しい、そしてエリアもあちこちにぽつんぽつんとあるようなこの地域の中での、この感染症に対するといいますが、日ごろからのその助け合いもありますけれども、そのような中でどのように町民の皆さんに訴えていったら本当の事実といいますが状況をわかっていただいて、そして皆さんに協力をしてもらいながら感染防止に努めていただけるのかということがものすごく毎日毎日自問自答するというか、もちろんその担当の方、職員もだと思えますけど、医療関係の方もそう思います。

また、特に介護施設の職員の気持ちを思うと、毎日毎日いても立ってもいられない気持ちでした。そういう中でも、本当に施設の関係者の職員も本当に辞めたい気持ちあったと思うんですが、そういう声は私のところには一切聞こえてきませんでした。ただ、いろいろ伝え聞くところによれば、やはり本当にこんな仕事もう辞めろと家族から言われたとか、そういう話も聞こえてきます。しかし、誰一人として辞めた人もいませんし、最後の最後まで本当に皆さん方に精いっぱい頑張ってもらったと。もう、いろいろ話しても本当に介護施設全滅するかもしれないと、そのような話も聞きました。でもやるしかありません。職員としても入所している人

がいるから自分が行かなかつたら、その人たち命に関わるから行くしかありませんと泣きながら話したと、そういうようなケースも聞いております。

ですから、そういう意味でいろいろな今回のこの感染症の対策の中では、いろいろな思いの中でやはりこの、特に新年明けてからの1月、2月、この2月が、2か月間が物すごいこの1年の中でも私たちのこの地域にとって大きな教訓といたしますか、皆さん方に町としても行政としても課題を残した期間だなど、そのように感じております。

特に、やはり人のつながりをどう保つか、ここをどうやって町が手を差し伸べてやれるか。そして今、いろいろこの事業も補正予算の中で組ませてもらいますけれども、これ全てだと思っ
ていませぬが、こういうことを一つ一つ状況がわかることによって対策するということが行政の今、当面の大きな役割だと思っ
ています。

ですから、これまでも皆さん方には誹謗中傷、そして思いやりを持って、そして温かい気持ちで迎えてほしいと、対応してほしいと、そういういうことで呼びかけてまいりました。ですから、一人一人のその考え方、もう一度見直していただければ非常に私としては行政としてもやりやすいし、やはりそういう地域にしていかなければならないと思っ
ます。そういう意味で、行政として皆さんの心に寄り添った、その行政をしっかりとやっていくことが当面の行政の役割だ
と、そのように改めて思っ
た次第でございます。

ですから、これからもまだまだ続くと思っ
ますが、いろいろな課題もござい
ます。命を守ること、それから経済を守ること、社会生活を守ること、いっぱいござい
ますけれども、一つ一つ皆さん方の協力の中でやっていきたいと、そのように考
えておっ
ります。皆さん方の協力なしでは、行政だけではなかなかできないし、そして一部の関係者だけでもできないので、皆さん方にぜひその辺をご理解いただけるような情報の提供と、そして皆さん方の思いをしっかりと合致させた中で頑張ればなど、そのように思っ
ています。

ですから、そういう意味で感染症のその法律はありますけれども、やはりどこが主体とかというよりも、しっかりとその全体像を見た中で、どの役割がどこでやるということをもっと県も国も私はわかってほしいと。一番現場でやらなきゃならないのは、やはり地方の自治体、そしてまた、地方のコミュニティーなんだということを知ってほしいなと改めて思っ
ました。

ですから、そういうこともこれからも県や国のほうにも呼びかけていきたいし、皆さん方にもお願いしていければなと思っ
ます。誹謗中傷はゼロではないと思っ
ます。実際あったと思っ
ます。ですけれども、それはいろいろそのときのいろいろな情報が分からない中での起こつたことと、そのようにも理解もあ
りますが、そういうことは今後ともないように町としても呼び

かけながらやっていければなど、そのように思います。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 そういう経過の中で、山村道場の宿泊棟をいわゆるホームの社員というか職員の方々に提供したということは、町としてとても評価に値することだというふうに思っております。

それで、次にワクチンについて少しお尋ねをしたいんですがよろしいですね。

○室井嘉吉議長 それはまだ後ほどやりますので、あくまでも今回は発生状況の関係についてお願いします。

なければ、ほかに移っていいですか。ありますか。

2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 4番議員と重なる部分もありますが、実はこの感染法の第5条の2について、病院診療所、病原体等の検査を行っている機関、老人福祉施設等の施設の開設者及び管理者は当該施設において感染が発症し、または蔓延しないように処置を講じるよう努めなければならないと書いてあります。これはご存じだと思います。そして、田島ホームも必ずこれは皆さん知っているはずなんです。いわばプロの集団だと思います。病院もそうだと思います。だけでもこういうふうに起きた。これは、どういうことなんでしょうか。やはりこの原因というのがあると思いますし、いろいろな報道されました。人手が足りなくてタイトなスケジュールの中でやったからどうのこうのという報道もありました。これらの報道も踏まえて、この法人の最高責任者である我が町の大宅町長はどんなふうに思われているかお聞きしたいと思えます。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

クラスターが起こったということでありまして、ほぼ同時に聖光と、それから田島ホームで起こったということでありまして。このコロナウイルス感染症の一番悩ましいのは、最初はPCR検査をすぐやればわかるのかなと、そういうように思っていましたけれども、現実には感染しても発症しない例もあるし、発症しても2日か3日ぐらいの検査をしても反応が出ない場合があります。ですから、そういう中で既にもう中にだんだん入り込む、そういう危険性があったわけです。ですから、検査、感染をしてもすぐ反応ができない。分からない。そういう中での状況ですので私としては、ホームとしてはショートステイ、デイサービスのほうから始まったわけでありまして、やはりその中でなかなか気がつくのに2、3日の時間差が出ま

す。

ですから、その間に感染が広がるということございます。ですから、これはああいう介護施設とかそういうところではこういうふうなクラスター多く出やすい状況でありますし、そして介護のその内容、状況も本当に密着して介護する。患者さんとは言いませんけれども、利用者とその密着して介護するような状況がずっと続くわけです。ですから、分からないうちに感染している人が自分自身も分からないうちにだんだんその、感染していくようなそういうような状況がずっと続くわけです。ですから、そういうことでやはり一度そこに入り込むとどうしてもクラスターが起りやすい状況になると思います。これは介護施設でなくても、それぞれ医療の専門の病院でさえクラスターが起っていますから、これはなかなか厳しい話だと思っています。起こったときにどうするかということですが今、先ほど申し上げましたように2、3日のタイムラグがございますので、これはなかなか分離してももう間に合わない部分がございます。ですから、今回のケースはまさにそのケースだと、私はそのように、私個人的ですけど、そう思っています。

ですから、その時点で気がついた時点では、そこの担当する職員とそれから利用者をこう分けたんですが、もう既にその先にいっているというようなことで、実際にこのような残念な状況になったわけでございますけれども、そのようなことがどんどんこうずっと1人が2人、2人が4人になったりこうするわけですから、そのような状況であるようなクラスターが起りました。

そういう中で、田島ホームだけではもう対応できないということで県のほうにもお願いし、そしてDMAT、それから医療のその感染対策チームも送っていただきました。そういう中で、それをもっと早くやればよかったじゃないかとか言われるところは、いろいろ反省材料はございますけれども、現実的にはそのようなことで対応していただいて、何とか今のような状況になっているわけでありまして、でもやはりそういうおそれがあるということ、我々のような地域でもやはり実際あるということ。改めてこの、特にコロナの感染症の恐ろしさといえますか、それを感じたわけでありまして。

ですから、そういう意味で一人一人が自分をしっかりした自己管理といえますか、そのようなことも大事です。ですから、そうした中でただ感染しているか感染していないか、無症状の人もいますから、これ本当に分からない。その悩ましさがこのコロナの感染症の大きな、何ていえますか、そのポイントというか、広がっていく要素になってきたのかなと思います。

できる限りのことやりましたと言っても結果がこうですから、それは言い訳にはすぎないか

もしもかもしれませんが、皆さん方は本当に一生懸命頑張っていたと思います。そういうことで、これから二度と起こらないようにこれをしっかりやっていくということ、指導もいただきましたし、もう一回今までやってきたことを点検しながら、そして一人一人が気をつけてやるということがこれから一番大事なことになる、私はそのように思っています。

ですから、入った最初の段階で止められればよかったんですが、実際にかかった人も自分は分かっていない。そういう状況の中でどんどん進んでいったということがこれだけの大きなクラスターになったと、そのようにも思っています。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 ぜひ今回のことを反省を踏まえて、また二度と起こさないということも確かにそうだと思いますが、またいつ起きるかわかりません。ぜひ、それに対して適切な対応を取っていただきたいと思います。

介護職員、応援した介護職員が終わった後、これ自宅待機ということ説明ありましたよね。その大半の職員は家族を持っています。そうすると、こういう話聞いたんですよ。自宅待機されたら、その家族まで休まなくちゃならなくなってしまうと。休めとは言わなくても、あその例えば奥さんが、嫁さんが行ってっからあそこは自宅待機してんだ。そうした場合、その家族、おまえ大丈夫なのかと、こういう話も聞きました。これ確かにいいんですけども、自宅待機はいいんですけども、そのPCR検査とか抗体検査はされたんでしょうか。それは把握していますか。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 お答えいたします。

応援職員についても、その都度検査については行っているというふうに報告を受けております。直近で言いますと18日、木曜日の日には3人の方が検査をして全員陰性だったというふうに報告を受けております。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 よかったです。そういう体制が整っていれば。ですが、私のほうの情報に入っていることでは、検査はしないというふうな情報が入っていましたので、すごくその家族の方が心配していらっしゃるもので、引き続き、今後こういうことがあった場合には、こういう検査体制をしっかりやっていただきたいと思います。

それで議長、このコロナワクチンの接種の準備段階については後ですか。

○室井嘉吉議長 それはこの項目が終わったらやります。

それでは、発生状況についてほかはありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 ないようでございますので、次に新型コロナワクチン接種準備状況について質問、ご意見ありましたら発言を受けてまいります。

2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 まず、初めにお聞きしますが、このワクチン接種は義務でしょうか。それとも任意でしょうか。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 お答えいたします。

任意でございます。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 任意ですよ。

それで、先ほど課長から説明がありましたが、基礎疾患の方から優先してやるというふうになっていますが、実は私、厚生労働省にお電話していろいろお伺いして指導もいただきました。そうしたら、できるだけ接種をしないでもらいたい人ということで、高血圧や心臓病、肝臓の疾患、そういう疾患の持っている方は接種しないでほしいという資料をいただきました。

実際に私、この間血圧の関係で町内のクリニックを診断しましたら、馬場さんは血圧高いからこれ、ワクチン打てないよと言われたんです。そうすると、先ほど課長の言った基礎疾患のある方から基本的に優先して打つというのはちょっと違ってくるんじゃないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 お答えいたします。

今、議員がおっしゃったこと、それも確かに厚生労働省でも言っていることの一つであります。ただ、私どもが説明を受けている内容によりますと、先ほどのご説明のとおりになりまして、あとは個別個別のケースそれぞれの方々の体調にもよると思いますので、それについてはかかりつけ医の先生やそういった方々に判断を仰ぐというのも一つの方法かと思われま。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 ファイザー社はこのワクチンの契約を結ぶときに、接種後のあらゆるトラブルが起きても責任は持たない、責任は国及びその実施する公共機関というふうになっているんですよ。そうした場合に、町が実施主体となってやった場合に何かあったときに、町の

責任ということが問われます。ぜひそういうことも踏まえて、この情報を正確にやはりつかんでいただきたいということと、あと実はこのファイザー社のワクチンの主成分、これは遺伝子組み換えのやつです。それとその添加物の中に、すごくアレルギー性の強い物質が入っています。ポリエチレングリコールという物質が。これが、実は食物アレルギーの方においてすごく危険な物質なんです。そういうことも踏まえて、これをやった場合に、実はこの厚生労働省でやる職場で共用やそういうことはしてならないというふうになっているんですけども、実はこういう先ほども言われた誹謗中傷とかそういう雰囲気の中で、接種しないと駄目だよというふうな雰囲気にされた場合、こういう人たちが接種を拒んだ場合、批判を浴びるんですよ。

ぜひ、町としてはそういうことの啓蒙です。正しい情報を、誹謗中傷してはならない、まさしくそこだと思えます。あの人は接種しないからああだこうだという職場での誹謗中傷、強制などをないように町がケアしていただきたいと思えますけれども、どうでしょうか。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 答えいたします。

接種するのは任意ということで、先ほどお話しとおりになんですけれども、それについて受けないから悪いんだというような、そういったことはないように議員おたなしのとおり、町民の方々にもお伝えはしていきたいと思えます。

さらに、このワクチンの成果につきましても同じように国から示されている内容でお伝えもしていきたいというふうに考えております。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 厚生省でこういうチラシ出しています。医療従事者向けと民間向けのチラシが。そして、それと一緒にコロナワクチン接種の予診票というものが、これがあります。この中で、接種するかどうかというのを希望する欄があります。これは開示されません。本当にそのお医者さんにこれを出すだけで、職場とかそういうところにも接種したかしないかという情報はいきません。そういう中でしっかりそのお医者さんの判断もあると思えますよ。各お医者さんでばらつきがあったでは駄目だと思います。ぜひ、これから会合もあると思えますので、そういうことも情報をしっかり共有していただきたいと私は思います。

以上です。

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 このワクチンは特例承認というふうに厚生労働省が言っていますが、

この特例承認の特例とはどんなことだというふうにお考えか教えていただきたいと思います。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 特例承認の特例の意味についてでございますけれども、私のほうでは把握をしておりません。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 この特例というのは、実はワクチンの開発、あるいは臨床等々して現実的に普及するには時間がかかるんです。つまり、臨床検体がどのぐらいあるかということが当然基準としてあるわけです。しかし、世界的にこれほど蔓延をしてあらゆるその経済活動が影響を受けながら、世界全人口の生活を脅かす。こういう状態になっているときに、その臨床検体の基準をいわゆるクリアするということは非常に難しい。

したがって、長期安定型、いわゆる長期安定性に関わる情報はこれまでの臨床実験では限られるということなんです。したがって特例なんだと。ですから、先ほど2番議員が言ったような、そういうある意味ではケースも考えられた処置を講じているわけです。その上で、私たちはやはりワクチン接種というのを考えなきゃいけない。

国がやるからやむを得ないという部分はたくさんあると思います。しかし、これまでもいろいろな意味で国が政策として実行してきた中で国民の生活を脅かしたり、環境を必要以上にダメージして取り返しのつかない事業というのは歴史的にあるんです。ここのところは町村でどうこうできる問題ではないんですが、ただそういうことをしっかりとこの時代に、その担当に、その場にいた者として認識をしてほしいと思います。

その上で、もう1点伺います。

16歳未満については別なワクチンの投与を考えていると、このように説明がありましたが、この理由をご承知でしょうか。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 お答えいたします。

理由の詳しいところは存じておりませんが、ファイザー社が認証を受けるに当たって16歳以上の方の臨床試験を中心にやってきたというのが原因ではないかというふうには私個人としては思っております。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 そうしますと、確認してほしいんですが、いわゆる16歳未満のほうのワクチンについては、どこの社が例えば今、開発中なのか。あるいは国はどのように対応して

いるのかご存じでしょうか。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 答えいたします。

今のところ私のほうには、どの会社のものが16歳以下に接種されるのかという情報はきておりません。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 先ほど2番議員からも話がありましたが、基礎疾患のある方はいわゆる死亡率が高いと一般に言われています。ですから、基礎疾患のある人たちは、できるだけ感染しないように、こういう配慮でこれまでも恐らく対策をされてきました。しかし、この基礎疾患のある方と、じゃ子供と、いわゆる16歳未満と何がどう違うのか。そこのところをやはり一応検証はすべきです。そうしないと説明つかないと思います。

私がいろいろ調べてみましたら、このいわゆるスパイクタンパク質というのが、いわゆるウイルスによって、これが中和抗体生産性ということでそれぞれその細胞に入っていくわけです。この細胞の健康度というか、細胞の免疫力というか、これが個々によって違うんです。個体によって。それが16歳未満ですと、どういうふうにいわゆる16歳以上の方と違うのか。我々大人と言われるような人たちの免疫力がどうなのか。これは個々によって違うから一概に答えは出せないでしょうけど、そういうものも私たちが専門家ではないので、そんなに深い理解にならないんですが、でもこういう免疫力、こういうある意味では食事まで言っている人もいますけど、その食事だけでも解決つかない問題があると思うんです。でも個々の違い、分岐点が設けられたときには、その分岐点はなぜ設けられたんだろうかというところをこれから精査していただいて、このワクチンがより当町にとって効果的な結果をもたらすように頑張りたいと、こう思います。

以上です。

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 この間の皆様のコロナウイルス感染症対策につきまして、また田島ホーム管内のクラスター関連の対応につきまして心から感謝申し上げます。ありがとうございます。

ワクチンに関してなんですが、様々な不安とか期待とか疑問があります。そんな中で、やはりこれも感染症の中で役場、町の役割としてやるべきことというのは、はっきり厚生労働省か

らも通知されているところですが、いまだにやはり情報がないことからこれが分かりにくい状況にあらうかと思えます。

しかしながら今回、専決のほうで対応に関する予算を提出いただきました。その中で、現状がどうなっているのかということをはっきりと明らかにしていくこと我々必要かなと思っております。そんな中で今、どのような状況にあるのか。河野大臣は積極的に記者会見等を行い、先んじて発しているものの、じゃ市町村レベルでどうなのか。役場レベルでどうなのかということ、ちょっと分からないところがあります。

例えば、台帳を管理するV-SYS（ブイシス）にするというようなシステム、これに関しても恐らくこれから始まるのかなと思うんですが、果たしてこれいつごろ整備されて、まず台帳ができなければ、例えばそういった問診票であるとか予約票であるとか、そういった誰がどういうふうにするかということも整備できないかと思えます。

まずこのことをお伺いしながら、何点かお聞きしたいと思えます。

○室井嘉吉議長 健康増進係長。

○丸山英司健康福祉課健康増進係長 お答えします。

V-SYSについては、全体のシステムの中で今、稼働しているのが集合契約といわれる全国の市町村と国が医療機関と契約を結ぶシステムについては今、稼働しております。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 それでV-SYSというのはつまりこう、国があつて医療機関があつて、それで市町村ともつないで、誰がもう受けたのか受けてないのか、いつ受けるかとか、そういったことがはっきりわかるようなシステムになっているというふうにお聞きしています。

そのV-SYSに関連して、町で整備するそういったシステム、そういったものの整備はいつになるのかということをお聞きします。

○室井嘉吉議長 健康増進係長。

○丸山英司健康福祉課健康増進係長 お答えいたします。

まずシステムについてですが、台帳管理する健康管理システムがあるんですが、そちらについては現在、会社のほうで改修業務を行っているところです。あと、接種券についてもそちらの改修で対応して今、国で示されている発行の基準日に向かって進んでいるところでございます。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 お答えいただいたとおり、なかなかまだそこがシステムがそろわない

限りは先に進まないような状況なのかなと思いますが、しかしながら、こう想像しながら、あと練馬区モデルとかもマスコミ等で発表されて、具体的に都市部の例ではございますが、そこから類推しながらしっかり対応しておく、事前に対応しておくことによってスムーズに接種が可能になるんじゃないかなと想像します。

そんな中で南会津町における接種の困難さ、これについてですが、まず1つは移動手段の確保ということがあろうかと思えます。点在している100以上の集落があって、集団接種といっても交通弱者の皆さんがいらっしゃいます。こういったことに対する配慮、手配、こういったものが必要かと思えます。

もう一つは、コールセンターの設置は必要ないのかということです。

先ほど、それぞれの医院で接種される方の予約に関しても役割あるというような方向性決まっているようですが、その予約に関してもかなり大変ではないかな。そのシステムがなければこう例えば同時進行で2本電話を受けたときに、同じところをやってしまうようなこともあり得るわけです。その範囲、例えば西部地域、西部地区のそういったところは、じゃ支所でやるのか、それとも1本にするのか。電話番号それともどうするのかとか、そういったこと考えられるかと思うんですが、今回の補正の中では臨時職員1人ということで配備が予定されているようです。どの規模感でそういった予約であるとか、その問い合わせに対応する状況つくろうとお考えか伺います。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

先ほどもさっと方向性は説明させていただきました。

国のほうもどうするこうするということが明確な、町に対して県からもまだ来ていませんし、徐々にき始めてはおりますけれども、ですから、実施時期もいつになるのか明確ではありません。どのぐらいのワクチンが来るかわかりません。ですから、そのようなことも踏まえて今、昨日もテレビ見ていると高齢者も75歳とか、それから100歳以上の人を先やるとか、我々はやることないんじゃないかみたいないろいろな議論がまだ国でもあるわけですよ。ですから、それが決まらないと台帳作っても、台帳は作れますけれども、そのようなことですので、そのような状況ですので、これから健康福祉課のほう中心になって町のそのシステム化図っていきたいと思えます。いろんな課題あります。まだまだ実際に私たちの町に実施するまで期間があると、そのようにも思っていますし、明確なものがまだ国・県すらなっていない中で、町の考えはそれはいろいろ検討する必要あると思えますが、これから今日いちいちそれを一つ一つ明確に回

答するものは正直言って持ち合わせていないと思うんですよ。ですから、そういう懸念は当然あります。今、言われたようなこといろいろあります。ですから、その課題を一つ一つクリアできるように、そして町だけでできるわけじゃなくて、やはり医師会とかあるいは南会津病院とか、そういう方々との連携も必要になってきますので、これ話合いはこれからですので、ぜひその辺はもう少しまとまった時点で皆さん方に説明させていただきますので、ぜひ今日のご理解願いたいと思います。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 そのとおりなんだろうなというところは誰もが推察できるところなんです、やはりこのクラスター発生した南会津町において、やはり速やかにワクチン接種を行っていくこと。正しい理解を深めていくこと。これを並行していくことが望まれていると思います。このクラスターの収束しようとしている、ようやくそういうところに来て、皆さんお疲れであろう。そして新年度を迎えようとしている非常に困難な時期です。やるならばどうしたらいいのか。人数なのか。それとも皆さん一人一人の能力なのか。いろいろ自問自答されると思うんですが、やはりここは我々非常に試されているときかと思いますので、ぜひ先んじた取組、そして南会津町だからこその丁寧な説明とか、一人一人に先ほど誹謗中傷のお話もありましたが、感染症に対する理解というのがないとこのワクチン接種についてもいろいろなことが起こり得ると思います。ぜひ先んじて行っていくことによってその不安とか、不安が解消されることと思いますので、ぜひ英知を結集されて取り組んでいただきますようお願い申し上げます。私の質問は終わります。

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 ないようですので、2月臨時議会補正予算計上事業の専決補正予算第8号について、質問、ご意見などありましたらお受けをしていきます。

ございませんか。

6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 一応、専決補正の案なので一応、住民生活課所管の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業で、新型コロナウイルス感染症弔慰金給付事業ということで一応、私も実は亡くなられた方というか、その方から町民から電話あって、こんな請求来たんだというような形で聞きました。そして、いち早く町執行部のほうで専決、この30万の専決をされたということで、感謝を申し上げたいというふうに思うんですが、これ、予算補正額

としては10件なんですが一応、町で実際つかんでいる数字というのは先ほど言った個人情報の関係で一応、10件というような形でこれは予算上はわかる分けですが一応、それらについてはこういう場では明らかにできない中身なんでしょうか。それらをお願いしたいと思います。

○室井嘉吉議長 住民生活課長。

○渡部秀介住民生活課長 答えいたします。

今回、弔慰金の予算ということなんですけども、今回の専決予算で対応させていただいております予算計上が300万となっているところですが、特にその時点での実績値を予算化したわけではございません。あくまでも早急にということで概算的な見込額を計上させていただいております。

この人数が亡くなっているとか、そういうものではございませんので、ご理解ください。なお、そういったその亡くなられた方の人数ですとか、そういった部分は事務局のほうでは把握はしておりますが、これはどこにも公表しておりませんので、この場でも公表できないと判断しております。

〔「はい、了解です」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 今、6番議員から言われたところと同じ質問なんですけど、この弔慰金の関係についてお聞きします。

またちょっとこの法律の話をしてしまうとあれなんですけど、その死体の移動制限というものが書いてあります。この感染症の中に。これは、都道府県の知事のもとに宣言をしなくちゃならない。24時間以内に焼却しなくちゃならない。火葬しなくちゃならない。こういうふうになっております。これ、町でこれ出すことは私、すごくよかったなと思っています。困った人にやるには。だけど、法令にこういうことが書いてあって、これ南会津だけでいいんでしょうか。

私は、確かにこの予算にはすごくいいと思うし反対もしません。だけど、ここでとどまらずにやはり我々は、私はその、この対策本部の一員になっていませんで情報が少なくてあれでしたが、やはり議会としても執行部と一緒にこれは国や県にちゃんと要望すべきことじゃないでしょうか。これは町単位だけで責任を負うことじゃないと思うんです。この法律を見てもそうなんですけど、国や県だけなんですよね。執行のこのやるときに権限が。その中で、町は協力してやると。だったらその主体する人たちがちゃんと責任持たなくちゃだめだと思うですよ。こういうことに対して。そのためにもやはり執行部と議会が一丸となって、県、国なりに要望すべ

きことじゃないかと思うんです。

以上です。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

本当に残念なことに、私どものその町内でクラスターが発生したということ。そして、私どももこの葬儀に、火葬に際しまして、非常にその対策の中でお金がかかるということを知りました。普通の葬儀では考えられない金額がかかります。ですから、このような中で一種の災害であります。

ですから、ある意味ちょっと語弊招かれると困るんですが、災害お見舞いといいますか、そのような意味も込めて、町としては南会津町として、この弔慰金として、その遺族の方にお見舞いしたいというようなことで決めました。県のほうにも問い合わせました。そのようなことは県では対応できませんと明確に言われましたので。ですから、南会津町だけでやらせてもらうように皆さん方にご理解をいただければなど、そのように思います。

やがて全国でも何万人、かなりの方が亡くなられるような状況にあるかなと思いますが、これがまたどのようになるかわかりませんが、やはり一つの私どもは災害だと、そう捉えて、そしてお見舞いしたいということでございます。

実際に本当に厳しい中での葬儀をされると、精神的にも経済的にもそのようなことを少しでも緩和できるような対応の中で、町としてお願いしたいというような思いを込めての、この弔慰金でございますので、確かにおっしゃられるように、これ全国・県・国、そういう中でやっただけであれば本当にいいのかなとは思いますが、当面そういうことでは間に合わないもので、町としての対応ということでご理解願いたいと思います。

○室井嘉吉議長 いいですか。ほかにございせんか。

6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 一般会計の補正予算も一緒でよろしいのでしょうか。そっちのほうは後……。

○室井嘉吉議長 8号です。8号について今、やっています。補正予算8号についてございせんか。

9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 今回の臨時交付金に伴うこれらの事業かと思うんですけれども、こちらについては国のほうで募集して、2月10日に募集期限だったかなと思うんですが、これ市町

村分では福島県でいきますと111億ぐらいがこう、交付限度額というようなことありましたが、町に示された額というのはあったのでしょうか。

○室井嘉吉議長 総務課長。

○渡部浩治総務課長 お答えいたします。

これまでコロナ感染症の臨時交付金ということで、第1次、第2次で来ております。5億1,128万9,000円ですか、来ております。今回、3次ということで、まず来ているものとしましては、これまで国の補助事業を受けてやってきた事業の裏負担分ということで、交付金対象ということで、4,388万7,000円予算が内示がありました。これにつきましては、この後出てきます予算の第9号の財源として活用したいというふうに考えております。

それから、国のほうの1.5兆円の分の財源ということで今、内々示という形なんですけど、来ている分としまして1億9,811万9,000円ということなんですけど、これにつきましては新年度の当初予算で計上していますコロナ対策費に充てたいというふうに考えております。

〔「了解です」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 それでは、ほかにないようでございますので、2月臨時議会補正予算計上事業の補正予算第9号について質問、ご意見などありましたら、発言を受けます。

6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 一応、今回、健康福祉課所管の新規事業で新型コロナ関連の関係で、高齢者世帯生活応援給付金事業というのが出されました。

私はやはり、65歳以上の高齢者のみの世帯というふうに限定をしているところで一応これについては、やはり住民税非課税世帯とか、十分に働いている、そして実際若い方がいるところは該当しませんし、あともう一つ、中身的にちょっと確認をしておきたい中身が、その高齢者のみの世帯やとなっていますよね。そしてあとは、障害者手帳所持者世帯、そしてひとり親世帯等に対しとなれば、当然こういう構成の家族もいるでしょう。つまり、高齢者世帯の夫婦だったり1人だったり。そしてそこに障害者手帳を有している所持者の世帯の方もいたと。そして、ひとり親世帯と。これ単純に考えると3万出るんですが、これは1万でしょう。その世帯がダブらない形に、つまり高齢者世帯のみとなっていますから、違う世帯がいたらそれは該当にならないというふうに私はこの文面を読んだときに考えました。

それで、やはり私は障害者手帳所持者世帯、あとひとり親世帯等に対しては理解をします。

ただ、高齢者65歳以上の方に一応、今回、トータルで3,100万というような形なんですけど、本来はこういう形でやはり住民税非課税世帯というような方、今までだとそういうような対応の仕方というのはやってきていると思うんですよ。そして1万でしょう。そしてちゃんと働いている方が実際住民税が徴収されている方は、1万いってもどれだけの経済効果というのはあるのかなど。やはりもっと、このところはこれから多分、新年度予算の中でのこのコロナ対策に係る経費というのは十分に考えていかなきゃならないし、そして何ていうか、町自体もいろいろな基金も取り崩さざるを得ないようなやはり厳しい状況の中で、今回のこういう対策を講じていかなければならない。それも私は理解しています。ただやはりそこのところをちゃんと考えた上で、高齢者世帯の関係については一応、65歳以上の世帯だったらもう余すところなく一応、支払いを済ませようというような形じゃなく、考えるべきではないのかなというふうに考えますが、どうでしょうか。

○室井嘉吉議長 町長

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

これについてはいろいろな考えがあると、私もこれ形容するときに思っていました。そのような意見、当然言われると思いました。でもやはり国の非常事態宣言、そして県のその緊急事態宣言、これを受けまして特に高齢者とかそういう方々が影響を大きく受けてうちにいなければならないんじゃないかと。これは、経済対策というよりもむしろそういう人たちがうちにいるがための、その対応ということで町からのその何ていいますか、協力をお願いする、そういう気持ちも込めてもございますし、ですから、確かにいろいろ所得制限とかそういうことも考えましたけれども、でも今の状況の中でそれは同じようにこのあると。同じような状況下にあるということで、今回はこのような基準の中でこの事業を進めさせていただきたいと、そのように考えております。

これまでも申し上げてまいりましたけれども、やはりそれぞれの状況の中で、飲食業の人であったり宿泊業の人であったり、いろいろなその業種の人たちに対してもこれまでもやってまいりました。で、やはりそれをやっても漏れる人がいます。これをやっても当然漏れる人はいます。だったら全部一緒にやったらいいじゃないかと、こう言われるかもしれませんが、それもどうかと、こう思うわけで、ある程度の枠を決めた中で物事はやはり考えていかないと、もう全て、じゃ一切関係なしに国の10万円の給付金みたいな話になっちゃうんですよ。ですから、やはりそこのところは今のこのような考え方もあろうかと当然、念頭には置きましたけれども、そのような形の中で今回、計画したわけでありまして。

ですから、非常事態宣言は我々のところには直接的なことはありませんけれども、やはりみんなうちから出れるということ、それから、県のその移動自粛、そして自宅待機とかそのようなことも協力していただいた方々に対して、特に今年また冬も寒かったわけでありますから、そういう意味でうちの中にいる、そういう人たちというのはいちにいる時間も多かったと、そのようなことも配慮した中で、このような少しですけど町からの応援ということで受け止めていただければありがたいと思います。

ですから、それ以外の部分に関しては、これからまたいろいろな形でやらなければならないのかなと、状況に応じてやっていく必要があるのかなと、そのようにも考えております。またワクチンが進めば、またどのようになるかわかりませんが当面、当面の対策としてやらせていただきました。これ、所得制限とかいろいろ私どもも考えましたけれども、でもうちにいることに対しては変わらない。で、やはり確かにその高齢者であったり、それから障害者であったり、ひとり親といいますか、そういう人、混在する人がいるかもしれません。ひとり親は別にしても。ですから、そういうようなことの中でなかなか、じゃ、このうちは、このうちはとなると、なかなか区別といいますか、整理ができないような現実もございましたものですから、このようなおおまかな中で計画いたしました。ぜひこの点をご理解いただきたいと、そのように思います。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 高齢者の皆、世帯というのは本当にどうなんでしょうか。65歳ですよ。現実的に70ぐらいまで元気で結構みんな今、年金だって65ぐらいになっていますから、そこまでやはり70ぐらいまでやはり働かざるを得ない今の現実の中で、だから一つの線引きとしては住民税非課税世帯というような線引きの仕方というのはあるんじゃないか。それがまず、やはり私はその点は再考をお願いしたいというふうには考えて、今、ただ、あともう1点。

高齢者がそういった障害者、ひとり親、その家族であっても基本的には1万なんですか。複数その該当している方がいた場合は、プラスアルファという1万、2万というような形になるんですか。それはどうでしょうか。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 お答えいたします。

世帯につき1万円ということになっておりますので、複数のところに該当しても1万円ということになります。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 そういう形であればなおさら、やはりそういった線引きというか、一つのこういう何かいろいろな条件をつける際に、住民税非課税世帯というの結構出てくるんじゃないですか、案件の中で。やはりそのところをちゃんと考えないと、その先ほど言われたようにそういったところの何ていうか、通常取り扱いの基準というのはやはり変わってくるんじゃないかというふうに私は考えますが、どうでしょうか。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 私のほうからちょっと答弁させていただきます。

議員言われるように非課税世帯にしたかどうかというの、我々も考えました。しかし、今回の事業はスピード感を持ってやらないと対策が遅れてしまうというところがありました。今、税務課はこれから確定申告に入る段階でございますので、そこはあえてスピード感を優先して1万円の給付で整理したということでご理解いただきたいと思います。

その理由については、先ほど町長からお話したように在宅での取組をお願いしているというようなところでの整理でございます。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 これ、何ていうんだ、すぐに対応というような今、町長から回答あったんですが、このどうなんですか。この非課税世帯というのは電算処理でこんなのはすぐ出てくるんじゃないんですか。そんなに時間かかるものなんですか。やはりそういうところは、ちゃんと全く全員が該当するような形じゃない。そして今回のこういう形で一応対応しますよう、そしてなおかつ私は考えていただきたいというのは、やはりこれからコロナ対策で予算、結構これ、3,100万でしょう。それで、ここのほかの予算でこの後のエールの交換プロジェクトなり、あとは商工会のコロナウイルス感染症影響緩和対策事業なんかもありますから、だからそういうところにその予算をもう少し回せるのであれば、そっちのほうに回すという対応が正しいんじゃないのかなというふうに私は考えますが、ぜひその検討はいただけないのかどうか、お願いしたいなと思います。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

これまでもお答えしたとおりでございますけれども、いろいろな対策の中で線引きをどこまでするかということは非常に難しい部分であります。ですから、漏れる人は必ずいます。何でもそこまで応援しないんだというケースもございます。今回は何でもそこまでやるんだということかもしれません。ですけれども、副町長も言いましたように、今回は緊急事態宣言、それから

非常事態宣言を受けて、ましてやこれだけ雪も降りました。そういう中でのやはり今の段階での対応をできるだけ町としてはやりたいと、そのようなことをございます。

ですから、いろいろなその業者の皆さん、それからその医療関係者の皆さんにもいろいろな支援をしておりますけれども、じゃどこまで支援するんだということもあります。本当にあります。少雪のときもそうでした。どこまでの人に賃金を保障するんだということあります。そこまでやってその先がないのかと。

ですから、どこで切るかということは、これは本当に微妙な話なんです。できるだけ多くの人にやりたいですよ、そういうときは。今回もそういうことで、当然それ考えましたよ。考えました。ですけれども、そういう意味で今回の場合は無条件でやれば結局全世帯ということになるわけでありましてけれども、でもやはりそういう中で今、働いている人たち、そういう人たちは大勢の人たちは何とか頑張っているというふうな中で、そしてまたそれはそれで必要になれば、それは町もちゃんと対応しなければならないと思っておりますが、今回はそのようなことで町としては計画いたしました。

ぜひ、その今の状況を踏まえた中での計画でございますので、ご理解願いたいと思います。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 私はやはり全体的な町民の感情というのは大事にしたいなという考えで、やはり今回このようなやはり線引きというのは本来はちゃんと非課税世帯というのは、ちゃんと基準として今までの取扱い上も出てきたんではないかというふうに考えるところでございます。一応、その考えについては今の町長の答弁もありますから、それが最終的な執行部の考えでしょうから、一応次に移らせてもらいます。

一応、この健康福祉課のエールの交換プロジェクト、対象者は消防なり薬局店頭を増やすんだということですが、前回やった対象者はそのまま、そしてプラスアルファといふようになるというふうに理解をしてよろしいでしょうか。

○室井嘉吉議長 健康福祉課課長補佐。

○湯田賢史健康福祉課課長補佐 お答えいたします。

おただしのとおり、前回行いましたエール券に追加して今回、薬局、ドラッグストア、さらには消防士を新たに追加するという形で実施させていただく計画です。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 あと、次に今度は商工観光課の関係なんですが、これ支援金、一応説明書きの中で個人者については20万、最高。そして、法人等については50万というふうな形

なんです、これどこまでの効果あるというふうに捉えているのか。私はむしろ、こちらのほうでやはり個人については最終的に30万、何かその30万すると、都合悪いような、そういった根拠的なものが何かあって、国の基準との整合性とかそういうものがあるのかどうか。あと、法人のほうは逆にむしろその倍の……。

一応、私はこの法人についてはむしろ60万、やはりそこまでやはり手当をすべきではないのかなと、やはりどこまでその今、こういう飲食業関係がすごく厳しい状況にあって、そしてなおかつ県のその支援金というかそれは合わない、該当しない中身であれば、やはりそのくらいな支援をしないと、本当にここからこの南会津町からも倒産というような形になっていくのではないかというふうに考えまして、ぜひそれらを引き上げをすべきではないのかなというふうに考えますが、どうでしょうか。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○星 博文商工観光課長 はい、お答えいたします。

まず、20万円、50万円の国と県との整合性というご質問でございますが、まずこの支援制度を考えるのに当たりまして、まず県のほうの時短要請協力金、これが1日4万円という金額でございました。居酒屋さん等については1日4万円出るんですが、予約制で宴会だけをやるような施設等については該当にならないという話もございまして、やはり町内でそういった商売されている方からも片方は4万円、1日もらえるのに我々はもらえないということで、不公平感といいますかそういった声もありまして、県のほうでそういった制度、そういった対象にならないところに支援するようなことを検討されていますかというお電話をさせていただきました。

そのときに、検討はしているんだけどちょっとまだ幾ら出すとか、そういったことについての詳細までは決まっていないという回答をいただきました。その際に、高知県のほうでそういったことを先行してされているので、高知県のそういった制度を参考にされてはどうかというようなお話をいただきましたので、高知県のホームページのほうで調べましたところ、売上げの30%以上減少しているところに個人で20万円、法人で40万円というような支援をしているということで記載がございました。

それで、町のほうでも個人20万円、法人40万円という金額でやろうかなというふうに考えたんですが、先ほど説明させていただきました県の1日4万円の時短要請協力金、こちらが延長されて追加にはなったんですが、最初の時点では最大で104万円というようなことであったものですから、追加分も含めると132万円になるわけなんです、この制度設計をした時点

では104万円というような支援金ってあったものですから、せめて町でも半分ぐらいの支援できるような形でちょっと構築したいなというふうに考えたものですから、高知県の20万円、40万円ではなくて、南会津町については20万円、50万円で制度設計させていただいたというような経緯になってございます。

以上でございます。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 一応、このところやはり私は前にも町長に一応質問させてもらって、基本的には私はすばらしいことだなと今、考えていますが、この南会津町から倒産しているところはまだ1社もないというような形ですから、やはりそこ本当にいろいろな気配りの中で一応、対応していただいているなという私は認識は持っています。

ぜひ、そんな形で今回の支援も本当に何ていうか、実際の話聞いてみるとなかなか20万円とその法人関係で50万円といっても、やはり中身的には本当に厳しい状況にあるのではないかなというふうに考えますので、ぜひそういうところの意見も絶えず注視をしながらそうならない、つまり倒産にはつなげないような形でぜひ町としても精いっぱい対応策考えていただきたいなというふうに思います。それについての町としての基本的な考え方みたいなものを何か持っているのであれば、お願いしたいなというふうに思います。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○星 博文商工観光課長 答えいたします。

今ほど6番議員、申し上げられましたとおり、町のほうでも先ほど1日4万円の時短協力金もらえるところ、そうではないところ含めて、あとは飲食店だけではなくて観光業、あとは外出自粛とか、そういった不要不急の外出自粛とかの影響で現在、様々な飲食、宿泊以外の業種にも影響が及んでいるというのは把握してございます。

ですから、今回の飲食店におきましても時短協力金をいただいても、少人数で営業されているところは、いや、非常に助かったと、商売しているより収入が増えたというような話がある一方で、全然そんな金額では足りないよと。もっと支援してくれというような声も聞こえてきております。

ですから、町のほうといたしましては、今回の県の時短協力金、さらには町のこういった制度を取りあえずという言い方はあれかもしれませんが、先行して実施させていただきまして、今度は来年度の早々にはなると思いますが、そういった協力を頂いて、十分に固定されている事業者は対象からは外すようにして、それを頂いてもなおかつ、こんなに売り上げが

落ちているんだよというようなところについては、再度別な制度で支援していくようなそういった給付金の案を今、考えているところでございます。

なお、町のほうから商工会にお願いして、現在アンケート調査、今、4割から5割近い数集まっているんですが、その中ででも町にこういう支援をしていただきたいというようにいろいろな要望等もいただいておりますので、その辺の意見も参考にさせていただきながら今後、制度の構築に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○室井嘉吉議長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 ほかにないようでございますので、これで（1）新型コロナウイルス感染症に対する町の取組状況についてを終わります。

ここで15分までトイレ休憩したいと思います。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時19分

○室井嘉吉議長 お知らせします。14番、星光久議員より早退の届出があり、許可をいたしました。

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、（2）町有観光施設等の指定管理者選定についてを議題とします。

説明をお願いします。

総務課長。

○渡部浩治総務課長 それでは、私のほうより2、町有観光施設等の指定管理者選定についてご説明申し上げます。

資料は、資料9のとおりでございます。

まず、町有施設の観光施設等の指定管理者の選定につきましては、昨年11月24日の全員協議会におきまして、町有観光施設等15施設の選定方針、スケジュールについてご説明を申し上げまして、12月議会におきまして、このうち10施設について指定管理者の議決をいただいているところでございます。残る5施設のうち、スキー場除く3施設につきましては、2月臨時

会を目標に指定管理者の選定を行うということで進めてきました。

この間の経緯についてご説明を申し上げます。

まず、指定管理者の再募集であります。令和2年12月9日から12月28日までの期間で募集を行いました。その結果、南郷交流促進センター物産館きらら289につきましては、1事業者から応募があり、審査事務を進めている途中でこの事業者から取り下げの申請がございました。結果、再募集の施設全てにおいて応募者がいないということになりまして、2月臨時会への指定管理者の議案の提出はできない状況になりました。

今後に向けましては、まずスキー場につきましては、今シーズンのスキー場営業が終了した後、現事業者と協議をすることとしております。南郷交流促進センター物産館きらら289につきましては、現在の指定管理事業者と協議を行っている状況でございます。

小豆温泉花木の宿並びに窓明の湯につきましては、コロナ禍の中で全国的に宿泊施設の先行きが見通せない中で、なかなかこう手を挙げていただける事業者も難しいということから、一旦休止も選択肢と考えまして、今後の事業者選定に当たっていきたくて考えておるところでございます。

以上、説明いたしました。今後とも状況に合わせまして、その都度機会をいただきまして指定管理者の選定に当たっては協議をさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○室井嘉吉議長 それでは、ただいまの説明内容について質問、ご意見等ありましたら発言を受けてまいります。

12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 ただいまの説明であります。全て西部地域の施設であります。総務課長からは、こういう状況であるので今後は一旦休止も視野に入れてというような説明がありました。休止というのは中止ではないというふうに捉えておりますが、町長としてはこの西部地域の極めて観光に重大な影響を及ぼす施設を休止するというのは本当、重大なことであるというふうに思いますので今後、どのような形で取り組んでいかれるのか、ちょっとその辺のところをお聞かせいただきたいと思います。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 はい、お答えいたします。

あくまで見通しも含めた中での話ということでご理解願いたいと思いますが、これまでもこの指定管理者といえますか、公共施設の観光施設、なかなか経営が厳しい状況ずっと続いてま

いりまして、震災以降も一時本当に観光客がゼロになったときもございました。

しかし、私たちのこの地域にとって非常に大事な事業という考え方の下に、じゃ町の直営、そういうことでなくて指定管理で手を挙げていただいて、そしてまた新たな考え方の中で方向性を出して行って、そしてその事業が進まればいいということでやってまいりました。

しかし、状況も変わった中で、特にスキー場なんかはそうでありますけれども、やはりスキーヤーの減少で若者のやはり減少といたしますか、そういうような中で非常に厳しい状況がずっと続いておりました。

また、コロナ禍ということで人の移動もできないまま、来たわけでありまして、そのような中での判断が今現在、強いられているわけでありまして、町としてはそれぞれのその施設のその地域への貢献度等考慮した中で、いろいろな形で何とか続けたいなど、そのように基本的には思っておりますけれども、今後のやはり状況としたときに果たしてそういう考え方がずっと通用するのかなということございまして、前のその議会の中でもやはり今後の町の状況を踏まえた中では、判断のその考え方を方向転換せざるを得なくなる可能性もあると、そのようなことも申し上げたところでございます。

ただ、今回はコロナ禍の中で普通の状況じゃない中でのこのような状況だと私は、そう思っています。ですから、このコロナがある程度収まるまでといたしますか、どこになるかは分からないんですけども、そのようなことも踏まえた中で、ましてや今度その地域にとってコロナがあり、そしてそこにその施設がなくなる、こう事業がなくなることによって、雇用も失われる。そして、その地域の活性化をどのように今後保っていくのかということ考えれば、私としては当面の間という言い方はしますけれども、何とかこの事業を進めて、そして頑張る、そしてこの事業をその地域の貢献できないかと、そのように考えております。

ただ、どうしても、どうしてもその施設管理が指定管理であったり、直営の分も実際ございますけれども、南郷スキー場のような場合、今現時点でありますけれども、そうしたことを踏まえた中で、町として努力をしてみても何とか続けられる場合は続ける方向性の中で今、検討しているところであります。

私としても何とかやめないで、今回やめないで何とか続けたいと思っています。あとは、そういう中でそれぞれの地域の思いも当然あるでしょうし、そして今のところいろいろなアイデアもいただいておりますが、まだどうのこうののところまでは至っておりませんし、これからいろいろその協議する段階に入るのかなと、そのようにも思っています。

いろいろ今の指定管理の出し方そのものにも私はちょっと課題があると思っております、そ

もそも一つ一つのその施設、それだけを考えるとどうやってもその何ていいますか、営利的に採算が合わないとか、そういう施設があります。

ですけれども、ここの施設とここの施設を一緒にしたときには、じゃしようがないかと、トータルで何とかペイできるから、じゃそれも受けるかというような状況のところもございます。ですから、そこの一元化を図っていかないと今、指定管理者がなかったからといってそこでばっさりその事業は中止というのは、やはり何ていいますか、公平な判断といえますか、冷静な実情の判断はうまくできていないと、そのようにも考えております。

ですから、その辺を修正するその期間として一定の期間を設けた中で全体を見直して、そして今回コロナが収まる、修復するまでの間、そこまで何とかこう続けてもらえるような指定管理者を見つけられれば良いかと、そのように考えております。

ですから、何とか私としては雇用を守り、そして地域の活性化をしっかりそのベースとして進められるその事業として進められるような対策を町として講じていきたいと思っております。少し今まで継続の中でお話をさせていただいている分もございますので、その辺のいろいろな協議もした中で、これから判断をしていきたいと思っております。基本的には何とか続けていければかと、そのように思っています。

○室井嘉吉議長 12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 大きな公共施設というようなことでのくくりでは、南会津町としてどうするかということは大きなテーマで、それはこれからも協議していかなくちゃいけないことだというふうに私も思います。

ただやはり今、町長答弁にありましたように、このコロナ禍で一番の弱り目たたり目のとき、こういった形で施設の休止もしくは廃止というようなことになると、非常に西部地域に与える影響も大きいので、今の町長の答弁のように何とかここは続けるという意味というようなことで、ぜひオール南会津でやっていただきたいと、これは私の意見であります。

それと、ちょっと気になるのは道の駅きららなんですけれども、これは通常通る交通社あるいは、が、国土交通省管轄で道の駅ということで登録になっていると、それを目標にして来られるので、この施設止められると非常に困るなというのが端的な考えなんです。

ここはひとつ、早急に直営も含めてこれは私の考えなんですけど、ぜひ考えていただきたいなというふうに思うんですが、いかがですか。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

さらに289の場合は、トイレは24時間開放ということで、これはやはりそれぞれもう案内しておりますし、当然そこを目指して来られる方もいらっしゃるわけでありまして、これは国からのその事業を受けて町がやっているところもございますので、その辺も踏まえて、十分踏まえた中で判断をしていきたいと、そのように思っています。

いずれにしても指定管理者決まらないと、一時的には休業せざるを得ないような状況にも陥ること確かですけれども、町が負うべきものはしっかりそのところは対応していくということ、やっていきたいと思えます。

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 この指定管理について、一言ご意見させてください。

今、先ほど町長がスキーヤーの減少でなかなかお客が来ないというお話でしたが、南郷スキー場、だいくらスキー場、高畑スキー場に関しては、私いつも見ている。毎週土日見っていますが、相当のお客来ています。このコロナ禍の中で。去年の比率は多分できませんが、その前年度ですか、そういう面ではすごくお客は来ていると思うんです。

それで私が思うのは、この先この町の中でどうやってやっていくかだと思うんです。要はスケールですよ。1,000万ないとやっていけない施設がいいのか、100万でやってみる施設がいいのか。どちらがいいんでしょうか。この人口が少なくなる中で、やはりそういうところの判断基準も含めた中で、ぜひ適切なご判断をお願いしたいと思えます。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

このスキー場に関しましては、去年の場合は南郷スキー場極端に営業時間も日数も少なかったということで、一番少雪の影響があったわけでありましてけれども、年々減る中でこれほどこのスキー場もそうですけれども、利用者減っています。確かにその経費をどのぐらいかけるか。そして、お客さんがどのぐらい来てくれて、そしてどのぐらいの経費がかかっているかということ。やはり1つは、スキー場のその運営の仕方、やはり指定管理者制度にしてからかなり変わってきたと思えます。ですから、その辺も踏まえた中で町としては理想的にはもうかればいんですけれども、一番、そうなればいいんですけれども、ただいろいろその、あまり微妙な話すると、じゃ、やめられなくなるんじゃないかと言われるかもしれませんけれども、でもやはりそのところは町としての考え方はしっかり持っていないと駄目だと思うんですよ。

ですから、そういう意味でできるだけその負担をかからないで続けられる方法を探りながら、

またお客さんを当然呼ぶわけですけれども、なかなかそうはいつでも簡単に来てくれないので、その辺も踏まえた中でのその運営方法はこれまでの経過、それから今後の見通し等をつけた中で判断せざるを得ないと思います。

ですから今、現時点でどの程度になったらやめるんだとこう、言われるかもしれませんが、それは明確な答えは出ませんが、将来の町の負担にならない方法を考えながら、この事業は判断していく必要があると思っています。

ですから、実際に指定管理、高畑スキー場にしても南郷スキー場にしても、これはいろいろ経費の削減とかそういうことになって、そして何とかやれるというような見込みがあれば、それはやれるのかなと思います。ただこの裏にあるのが、やはりその施設の整備であったり改修であったり、そういうこともありますので、総合的な判断は当然必要になってくると思います。

ですから、1年間の通常の運営の経費だけでは見られない部分もございますので、その辺を踏まえた中で、今後この先のお話もさせていただきましたけれども、これからのそのコロナ禍ということ踏まえた中で、今後のその推移を見ながらその判断はしていくような時期がいずれ来るのかなとは思っておりますが、できるだけ続けられるような努力も町としてはしていきたいと、そのように思います。

○室井嘉吉議長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 ないようですので、これで（２）町有観光施設等の指定管理者選定についてを終わります。

ここで、南郷総合支所長より発言したい旨の申入れがありますので、これを許可します。なお、資料を配付しますのでお待ちください。

南郷総合支所長。

○酒井浩哉南郷総合支所長 南郷総合支所長の酒井でございます。

私からは、さゆり荘建設事業につきまして議員の皆様に至急お知らせしなければならない重大な事案が発生しましたことから、発言を求めたものでございます。皆様のお手元に配付いたしました資料に基づき、ご報告をさせていただきます。

資料の令和3年2月16日発生、さゆり荘パブリック棟の地下機械室浸水についてをご覧いただきたいと思っております。

本事案の概要でございますが、令和3年2月16日、火曜日、午前8時10分頃でありますけ

れども、さゆり荘パブリック棟の地下機械室の浸水を確認したということで、給排水衛生設備の施工業者であります会津ガス株式会社の現場代理人のほうから町のほうに報告がございました。結果といたしまして、地下機械室に設置をされました各種機械類、そして電源など設備のほとんどが水没をしている状況でございました。

事案の原因ということでございますが、さゆり荘建設工事現場南側の界地区へと流れる用水路がございますが、そこに斜面の木が倒れて覆いかぶさりまして、そこに上流から流れてきました枝、ごみ等が詰まりまして水路がせき止められ、越水した水が地下機械室に流入したものであります。2月15日から16日につきましては、24時間で20ミリ以上の降水がありまして、1時間当たり5ミリという強い雨も観測されていたところでございます。

事案の経過ということで、前日の2月15日でございますが、5時15分、午後5時15分に工事請負業者であります会津ガス株式会社の責任者が地下機械室の施錠を確認いたしまして、特に異常がないということでその日は帰宅をしたものでございます。

次の日、午前8時10分ごろでありますけれども、現場で浸水の事案を確認したと。ドライエリアという部分の外部階段上部まで水位を確認したということで、南郷総合支所のほうに連絡が入りました。南郷総合支所といたしまして、午前9時30分から地下機械室の排水作業を行いまして、午後3時ごろようやく地下機械室の排水が完了して、被害状況の確認の開始に入ったものであります。

図面と写真でご説明をさせていただきます。図面のほう、配置図となっておりますのでご覧いただきたいと思っております。

真ん中ほどにパブリック棟、その左側に宿泊棟とございますけれども、そちらのパブリック棟の地下機械室という赤で囲った部分でございます。こちらのエリアに図面の下のほう、水色で着色されている部分が用水路の部分でございます。そして溢水箇所という部分に倒木が、木が倒れてここの部分の水路をふさいだものですから、そこから地下機械室へと浸水をしたということでございます。

次に、写真をご覧いただきたいと思っております。

①番、用水への倒木の状況ということで、奥のほう丸で囲ってある部分が倒木でございます。約直径ちょっと30センチ以上の杉の木がここにかかっております。

それから②番、倒木による水路閉塞状況ということで、倒木を上から見た写真でありますけれども、枝等が水路を閉塞いたしまして、そこにまた雨によってごみや枝が詰まったというようなことで溢水したものであります。

③番は、界地区の用水路状況ということで、界地区へと通じる用水路なのですが、1級河川の鹿水川から取水をしております、冬期間は唯一の生活用水路として利用されているものでございます。水路幅が70センチ、水路深さが45センチの水路となっております。

それから、次に④、⑤、⑥ということで工事現場への流入状況、そして地下機械室への流入状況ということでございます。ちょうど除雪をしてある部分を水が通りまして、一挙に地下機械室へと流入したというものでございます。

⑦番につきましては、この地下機械室に通ずる扉がございまして、扉が水によって曲げられてそこから水が流入している状況であります。

8番、9番は排水作業の状況でございます。

10番から被害状況ということになります、10番の鉄扉の被災状況ということで、地下機械室入り口部の扉が大きく曲がっている写真でございます。

それから、12番になります、地下機械室の浸水状況ということで、2メートル30まで水位が上がったところの写真でございます。

13番でありますけれども、配管の浸水ということで、配管そのものは大丈夫かと思いますが、配管に保温材やそういったもの巻いてございまして、こちらのほうは浸水によってほぼまたまき直しというものが必要になるかと思っております。

それから、地下機械室電気関係で心臓部となる大きな分電盤がここにございまして、こちらのほうも全て水没いたしました。外部キュービクルとこの分電盤を結んで建物全体に電気を供給する施設でございますけれども、こちらのほうは分電盤そのものにつきましては、まず水没したので、これはまた作り直さなければならないというふうに考えられます。

それから、電気が線につながっておりますけれども、その線につきましては今、調査中、乾いてみないとちょっと動かせない状況でございますので、調査中でございます。

それから、15番以降18番までいろいろな機械の状況でございますけれども、ほんのこの地下機械室に入っている一部の機械でございます。まだまだこれ以外にもたくさんこの地下機械室には機械類が入っております。これら2.3メートルということでほぼ水没いたしました。そういった状況でございます。

2月16日から被害状況の調査を進めておまして、電気関係、機械関係につきましては、水没したものにはほぼ更新が必要になるんだろうというふうに考えておりますけれども、現時点では電源が供給できないために動作確認も行えない状況でありますので被害の詳細、そして被害金額については確定できておりません。

なお、さゆり荘の宿泊棟の建築工事行っておりますけれども、こちらにつきましては、もともとこの電源ではなくて仮設電源によりまして工事そのものを行っておりますので、建築工事自体につきましては、現在も問題なく進められておるところでございます。

浸水による復旧工事の今後の経費負担につきましてでありますけれども、本工事が、本事案が災害であるという認識で今、契約業者が掛けております工事保険の適用について、それぞれ保険会社と協議をさせていただいている段階でございます。こちらについても協議中ということで結論は出ておりません。

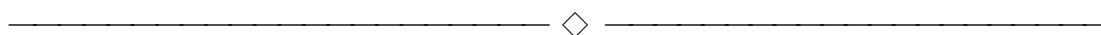
さゆり荘建設事業につきましては、順調に工事が進められてまいりましたけれども、今回の地下機械室の浸水によりまして、今後の作業工程において機械類の製作に要する期間、あるいは再設置、試験調整などを考えますと、これまで予定しておりました星の郷ホテルの開業時期についても影響が出る可能性も出てまいりました。

本日時点で被害状況が確定しておらず、議員の皆様には今後の復旧計画についてお示しできないことをお許しをいただきたいと思っております。

本日は第1報ということで、今後とも機会を捉えてご説明してまいりますので、ご協力をお願いしたいと思います。

私からの報告は以上でございます。

○室井嘉吉議長 今の件については、各議員の皆様は今ほどのおりでございますので、ぜひご理解をいただきたいと。今後必要に応じて説明をすると、こういうことでご了承ください。



◎閉会の宣告

○室井嘉吉議長 町長からの協議議題は終了しました。

これをもちまして、令和3年第2回南会津町議会全員協議会を閉会いたします。

はい、町長。

○大宅宗吉町長 調査させていただきたいと思っております。

本当にいろいろコロナであったり、雪の問題、それから観光事業の問題であったり、町内のその生活されている状況、町中の状況、いろいろな困難な中でこの今、星の郷ホテルを建設中でございますが、このような災害といえますか被害が起きました。本当に充分注意してきたところがございますけれども、このような災害になったこと、心から皆さん方におわび申し上げ

げたいと思います。

今、南郷支所長より説明ありましたが、被害状況、状況といいますか被害の全体像が全くつかめません。業者の皆さんにも保険が掛けていただいているということ。町自体も保険を掛けているということ。その辺の対応が大きなポイントにもなろうかと思えますけれども、町といたしましてはこの事業をぜひとも最後まで完遂して、そして地域貢献の場にしていききたい、地域活性化の場にしていききたいと、そのように考えております。

ぜひ皆さん方にも、随時これからまたご報告もさせていただきますし、ご相談もさせていただきます。皆さん方にご協力とご理解をお願い申し上げたいと思います。重ね重ねの話でございますけれども、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

○室井嘉吉議長 ご苦労さまでございました。

それでは、議員の皆様には若干ご連絡だけさせていただきます。

閉会中の事務調査として、各常任委員会では以後何をするのか。特に、コロナ関係について各常任委員会での、調査をとということの指摘等もこの間ありますので、ひとつここは各常任委員長中心に各常任委員会でご検討をされますようご要請を申し上げ、散会といたします。

ちなみに、引き続きその打ち合わせをやるということで、総務のほうは議員控室、産建は中2の会議室、文教は中1の会議室を準備をしておりますので、よろしくお願ひします。

以上でございます。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前11時49分

以上、南会津町議会全員協議会等の運営に関する規程第11条の規定により、本会議録は
事実と相違ないので署名する。

令和 年 月 日

議 長 室 井 嘉 吉